



民泊の実施制限に関する地方公共団体の条例のとりまとめについて

- 規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日規制改革推進会議)において、民泊(住宅宿泊事業)の実施制限に関する地方公共団体の条例について、規定の趣旨を明確化するため、条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することとされたことから、今般、令和3年4月1日時点における各地方公共団体の条例内容を取りまとめましたので、公表致します。
- 次ページ以降のとりまとめ結果の記載は以下のとおりです。
 - ・事業の実施制限(区域)・期間)に関する制限欄は、原則条例の規定に用いられる用語どおり記載し、その他の責務等の欄は条例の規定内容を地方公共団体からの聞き取りを踏まえ要約して記載。なお、各用語の定義は特段の記載がない限り以下による。

- ・ 「住居専用地域」は、都市計画法(昭和43年法律100号)に規定する「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」
- ・ 「住居地域」は、都市計画法(昭和43年法律100号)に規定する「第一種住居地域」「第二種住居地域」
- ・ 「田園居住地域」は、都市計画法(昭和43年法律100号)に規定する田園居住地域
- ・ 「景観地区」は、景観法(平成16年法律第110号)に規定する景観地区
- ・ 「国立公園」「国定公園」は、自然公園法(昭和32年法律第161号)により指定された各公園
- ・ 「国民保養温泉地」は温泉法(昭和23年法律第125号)第29条の規定により指定された地域
- ・ 「学校」は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校
- ・ 「児童福祉施設」「児童厚生施設」「小規模保育事業を行う施設」「事業所内保育事業を行う施設」「保育所」は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する各施設
- ・ 「幼保連携型認定こども園」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園
- ・ 「旅館業法に規定する学校等」は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第3項各号に掲げる施設
- ・ 「医療提供施設」は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する医療提供施設
- ・ 特別区における「文教地区」「第一種文教地区」「第二種文教地区」は、東京都文教地区建築条令(昭和25年東京都条例第88号)に規定する各地域
- ・ 「休日」は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

北海道における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨	
①	区域	知事が指定する小中学校等の敷地の出入口の周囲100メートルの地域 ※市町村の指定あり	生活環境の悪化を防止するため。
	期間	休日、日曜日、土曜日その他の授業を行わない日を除く期間	
②	区域	知事が指定する住居専用地域等 ※市町村の指定あり	①に同じ
	期間	休日、日曜日、土曜日、年末年始を除く期間	

※上記2つの制限は、以下(1)～(3)に該当する場合に適用
 (1) 届出住宅を自己の生活の本拠として使用していないもの
 (2) 届出住宅に人を宿泊させる間、(1)の住宅宿泊事業者が不在(日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内のものを除く。)となるもの
 (3) 届出住宅の居室(住宅宿泊事業の用に供するものに限る。)の数が5を超えるもの

札幌市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	小学校、中学校等の敷地の出入口の周囲100メートル以内の地域	生活環境の悪化を防止するため。
	期間	日曜日、土曜日、休日その他の小学校等において授業を行わない日を除く期間	
②	区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに準ずる地域	①に同じ
	期間	日曜日等、年末年始を除く期間	

※上記2つの制限は、以下(1)～(3)に該当する場合に適用

- (1) 届出住宅を自己の生活の本拠として使用していないもの
- (2) 届出住宅に人を宿泊させる間、前号の住宅宿泊事業者が不在(日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内のものを除く。)となるもの
- (3) 届出住宅の居室(住宅宿泊事業の用に供するものに限る。)の数が5を超えるもの

岩手県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
①	区域	学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域
	期間	日曜日及び土曜日、休日、各学校に係る規則等に基づき定められた休業日を除く期間
②	区域	児童福祉施設の敷地の周囲100メートル以内の区域
	期間	日曜日及び土曜日並びに休日を除く期間
③	区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
	期間	日曜日及び土曜日並びに休日を除く期間

・近年の外国人観光客は年々増加傾向にあり、住宅宿泊事業の周知・普及などにより、大都市圏と同様の問題の発生が懸念されるため。

・住民や旅行者の安全・安心の確保を第一に、民泊サービスが適正に運営されるよう、関係法令に基づき適切に対応するとともに、民泊サービスに起因する騒音等の生活環境の悪化防止を図るため。

①に同じ

①に同じ

山形県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨	
①	区域	学校（幼稚園及び大学を除く。）の施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	教育のための静穏な環境の維持及び登下校時の防犯を考慮し、生活環境の悪化を防止するため。
	期間(イ)	日曜日、土曜日又は休日が続く場合における当該連続する日の初日の正午から末日の正午までの期間を除く期間	
	期間(ロ)	学校の区分ごとに標準的な長期休業の期間として規則で定める期間の初日の正午から末日の正午までの期間を除く期間 【規則で定める期間】 (1)高等専門学校：2月27日から4月7日まで、8月12日から9月30日まで及び12月24日から翌年1月7日までの各期間 (2)高等専門学校以外の学校：3月20日から4月7日まで、7月26日から8月20日まで及び12月24日から翌年1月6日までの各期間	
②	区域	幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園の施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	教育・保育のための静穏な環境の維持及び登降園時の防犯を考慮し、生活環境の悪化を防止するため。
	期間	①(イ)に掲げる期間	
③	区域	第一種低層住居専用地域	静穏な環境を保持し、生活環境の悪化を防止するため。
	期間	①(イ)に掲げる期間	

福島県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	学校等の施設の敷地から周囲100メートル以内の区域	生活環境の悪化を防止するため。
期間	日曜日、土曜日、休日等を除く期間	

仙台市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	生活環境の悪化を防ぐため。
期間	連休の末日の正午から連休の初日の正午まで	

群馬県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	学校（大学を除く。）、児童福祉施設の敷地の周囲110メートルの区域 ※騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するために特に必要があると認める場合に区域を指定	騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため。
期間	月曜日から金曜日までのうち、指定した時間	

川口市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止するため。
期間	9月16日から7月15日まで	

東京都千代田区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	○家主居住型及び管理者常駐型に係る事業 文教地区として定められた区域、ホテル・旅館の建築が制限されている区域、学校（大学を除く）、保育等施設の敷地境界線からおおむね100メートルの範囲内	宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図るため。
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで	
②	区域	○管理者駆け付け型に係る事業 ①の区域	①に同じ
	期間	全ての期間	
③	区域	○管理者駆け付け型に係る事業 人口密集地域 ※別途定めあり	①に同じ
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで	

その他の責務等	趣旨
届出前の周辺住民への周知	地域からの民泊に対する苦情が非常に多かったため、民泊営業による外部不経済に関する不安を無くすことを目的とした。



東京都中央区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	区内全域	平日は、区民が不在になる住宅が多く生活環境の悪化が懸念されるため。
期間	月曜日の正午から土曜日の正午まで	

その他の責務等		趣旨
①	近隣住民への事前説明、住宅宿泊事業者の公表	近隣住民の生活環境の悪化を防ぐため。
②	住宅宿泊事業者の公表	
③	宿泊者本人であることの確認等の対面による説明	トラブル発生時に迅速に対処できるようにするため。

東京都港区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)



事業の実施制限		趣旨
区域	○家主不在型の届出住宅 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、文教地区	騒音等の発生で生活環境の悪化を防ぎ、区民の安全で安心できる生活環境を維持するため。
期間	1月11日正午から3月20日正午まで、4月11日正午から7月10日正午まで、9月1日正午から12月20日正午までの期間	

その他の責務等	趣旨
近隣関係住民への周知、苦情内容記録の保管	住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため。



東京都新宿区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住居専用地域	生活環境の悪化を防止するため。
期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで	

その他の責務等		趣旨
①	営業開始前に近隣住民へ書面による説明	生活環境の悪化を防止するため。
②	事業の実施に伴って生じた廃棄物の適正な処理	ごみの発生による生活環境の悪化を防止するため。



東京都文京区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域	区の面積の約6割が住居系の地域で、閑静な住宅街を形成しており、準工業地域についても、住宅地としての土地利用が進んでいることを踏まえ、区民の生活環境の悪化の防止や学校運営への影響を考慮したため。
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで	
②	区域	第一種文教地区及び第二種文教地区	①に同じ
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで	

その他の責務等		趣旨
近隣住民への事前周知		実施にあたり、近隣住民の生活環境に変化が生じることが予想されるため。



東京都台東区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	○管理者が常駐しない届出住宅 区内全域	区の面積約10km ² に109か所の幼稚園や保育施設、小中学校、高等学校及び大学が区内全域に林立しており、これらの教育・保育環境を維持するため、区内全域を制限対象区域とする。また、家主居住型に比較して、家主不在型の住宅宿泊事業は、事業者が不在のため、騒音、ごみ出し等による近隣とのトラブルの発生、成りすましによる宿泊等の危険性が高いこと、近隣住民からの苦情への迅速な対応や災害発生時の宿泊者に対する避難誘導等が困難であること等のため。
期間	月曜日の正午から土曜日の正午まで（休日の正午から翌日の正午まで及び12月30日正午から翌年1月4日正午までを除く。）	

その他の責務等		趣旨
①	届出をしようとする日の15日前までに周辺地域の住民及び学校等へ書面で周知	住宅宿泊事業の適正な運営を推進するため。
②	共同住宅等は、集合ポスト等に区が交付する標識を掲示	近隣住民等も事業を行っていることを確認できるようにするため。
③	苦情等への迅速な対応（30分以内）、廃棄物の適正処理等	区民の生活環境の悪化を防止するため。



東京都江東区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	区域の全域	騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため。
期間	月曜日の正午から土曜日の正午まで（休日の正午から翌日の正午までを除く。）	

その他の責務等		趣旨
①	廃棄物の適正な処理等	ごみの発生による生活環境の悪化を防止するため。
②	近隣住民への事前説明等	事業者から事前説明を行うことにより、トラブルを防止するため。



東京都品川区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	都市計画法の近隣商業地域および商業地域(これらの地域が第一種文教地区または第二種文教地区に該当する場合を除く。)を除く区内の全域	区民の生活環境の悪化を防止するため。
期間	月曜日の正午から土曜日の正午まで	

東京都目黒区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	区内全域	区の面積の8割以上が住居系で、商業地域、近隣商業地域についても住宅が混在し、閑静な住宅地のため。
期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで	

その他の責務等	趣旨
近隣住民への事前周知、苦情対応の記録など	近隣住民の不安を解消し、調和を図り、円滑な事業運営を確保するため。



東京都大田区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	○家主不在型の届出住宅 住居専用地域等	騒音の発生等による清純な 住環境の保護のため。
期間	全ての期間	

※いわゆる「家主居住型」の届出住宅においては、区域内全域で事業実施可能（期間制限なし）

東京都世田谷区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	生活環境の悪化を防止するため。
期間	月曜日の正午から土曜日の正午まで（休日を含む場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）	



東京都渋谷区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住居専用地域及び文教地区 ※ただし、上記の区域内であっても一定の要件を満たす場合は制限を適用しない。	生活環境への悪影響の防止及び子どもが安心して安全に生活できる環境の確保のため。
期間	4月6日から7月20日まで、8月29日から10月の第2月曜日の前の週の水曜日まで、10月の第2月曜日の前の週の土曜日から12月25日まで、1月7日から3月25日まで	

その他の責務等		趣旨
① 廃棄物の適正な処理	届出住宅を適正に管理し、周辺地域の生活環境への悪影響防止させるため。	届出住宅を適正に管理し、周辺地域の生活環境への悪影響防止させるため。
② 届出住宅の防犯対策の徹底		
③ 宿泊者に対する周辺地域の生活環境悪影響防止のための指導		
④ 発災時に備え、非常用食料等の備蓄及び広域避難場所等の周知	発災時に宿泊者が混乱しないため。	発災時に宿泊者が混乱しないため。
⑤ 届出住宅周辺地域の住民及び町会に対する事前周知	届出住宅に出向くことなく事業者迷惑行為についての改善を求められるようにするため。	届出住宅に出向くことなく事業者迷惑行為についての改善を求められるようにするため。
⑥ 提出書類の明文化	国のガイドライン等で確認が必要とされる内容について、事業者自己申告させるため。	国のガイドライン等で確認が必要とされる内容について、事業者自己申告させるため。



東京都中野区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住居専用地域	騒音の発生等による清純な住環境の保護のため。
期間	月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（休日に該当する日の正午から翌日の正午までの期間を除く。）	

その他の責務等		趣旨
①	住宅の周辺住民に対する周知及びその記録の届出	周辺住民とのトラブル防止のため。
②	住居専用地域で住宅宿泊事業を営もうとする住宅の最寄りの区の施設において当該住宅の周辺住民に対する当該住宅宿泊事業の内容を説明するための説明会の開催及びその報告書の届出	



東京都杉並区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限

趣旨

区域

住居専用地域

期間

月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）

住居専用地域における、周辺住民とのトラブルが発生するおそれのある家主不在型の事業の平日実施を制限し、良好な住環境の保持と、事業の適正な実施運営を図るため。

※住宅宿泊事業法第11条第1項第2号に該当する場合における同号の届出住宅に係るものに限る



東京都豊島区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

※事業の実施制限（区域・期間）はなし

その他の責務等	趣旨
① 届出住宅の概ね20メートル以内に存する建物に居住する周辺住民に対して、規則で定める事項を記載した書面等による事前周知	外部の有識者等による「豊島区民泊サービスのあり方検討会」での検討及び関係所管課における庁内会議において住宅宿泊事業者への働きかけなどのあり方検討の結果を受け、パブリックコメント制度に基づき区民の意見を聴き、住民の安心と安全を確保したため。
② 苦情発生時に現場において対応する必要がある場合、速やかに現場に急行し必要な対策を講じなければならない	
③ 宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面等の方法により実施	



東京都荒川区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	区域全域	地域住民の生活における安 息を確保するため。
期間	月曜日の正午から土曜日の正午までの期間（休日の正午から翌日 の正午までを除く。）	

その他の責務等	趣旨
近隣関係住民への周知	住宅宿泊事業開始時に混乱 を招かないようにするため。



東京都板橋区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	住民の生活環境に十分配慮しながら、適切な事業活動を求めるため。
期間	日曜の正午から金曜日の正午まで（休日の前日の正午から翌日の正午までを除く。）	

※ただし事業者自ら管理するもの（いわゆる家主居住型）等で、苦情等に即時に対応できるものについては規制の対象外。



東京都練馬区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住居専用地域	住宅宿泊事業に起因する騒音等の事象が地域の生活環境に悪影響を与えないようにするため。
期間	月曜日正午から金曜日正午までの期間 ※ただし、休日の前日の正午から休日の翌日の正午までの期間その他区長が定める期間については、この限りではない。	

その他の責務等		趣旨
①	届出前に、近隣住民に対し、商号・名称や苦情・問合せの連絡先などについて説明が必要	当区の住宅都市としての性質から、住民の不安解消と円滑な事業運営に不可欠なため。
②	宿泊者の衛生の確保、宿泊者の安全の確保	「シーツを客ごとに交換」「ガス器具の使用上の注意点を宿泊客に説明する」などの当然必要となる内容のため。



東京都足立区における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住居専用地域	住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止するため。
期間	12月31日正午から翌年の1月3日正午まで、月曜日の正午から金曜日の正午まで(休日の正午からその翌日までを除く。)	

※届出住宅を構成する建築物の敷地が住居専用地域の内外にわたる場合において、当該地域の過半が住居専用地域に属するときは、当該敷地は住居専用地域内にあるものと見なして、上記の規定を適用する。

その他の責務等		趣旨
①	周辺地域の住民に対する事前周知	住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止するため。
②	廃棄物の適正な処理	
③	苦情への対応及び記録	

八王子市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

※事業の実施制限（区域・期間）はなし

その他の責務等		趣旨
①	周辺地域の住民に対する周知	住宅宿泊事業の適正な運営の確保ため。
②	苦情への対応及び記録	

神奈川県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域のうち、箱根都市計画特別用途地区建築条例に規定する第1種観光地区である区域	騒音等の発生による生活環境悪化を防止するため。
期間	3月1日正午から6月1日正午まで、8月1日正午から9月1日正午まで及び10月1日正午から12月1日正午までの間	

横浜市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	<p>住宅宿泊事業法の立法主旨を踏まえた上で、今後生じるおそれのある「住宅地(低層住居専用地域)における生活環境の悪化」を防止するとともに、居住地としての横浜の都市ブランドを守る必要があるため。低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域であり、集客施設(店舗や事務所、宿泊施設等)の立地が制限されている。また、特に静穏な環境が維持されている平日において、生活環境の悪化を防止する必要があると考えたため。</p>
期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで等	

新潟県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の敷地の周囲100メートルの区域	特定の区域において生活環境の悪化を防止するため。
期間	授業が行われる日	

金沢市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	住居専用地域、第一種住居地域（床面積が3,000㎡を超える住宅に限る。）及び工業地域	近隣住民の良好な住環境を保全するため。
期間	土曜日正午から翌日の正午まで、日曜日の正午から翌日（休日に限る）の正午まで、金曜日（休日に限る）の正午から翌日（休日を除く）の正午まで、休日の正午から翌日（休日に限る）の正午までのみ宿泊可	

その他の責務等		趣旨
届出住宅内部において、面接による全ての宿泊者の本人確認及び人数確認の実施並びに施設利用方法の説明の実施		営業者が施設内や近隣にいない施設の増加に伴い、周辺住民から騒音やごみ出しのトラブルを懸念する声が高まっていたため。
防火対策、火災時の措置、非常災害時の体制等の整備（別途定めあり）		古い木造住宅が密集し、幅員が狭い道路が多い地域性を鑑み、火災発生時の適切な初期対応を確保するため。

長野県における主な条例内容①(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限

趣旨

①	区域	学校（大学を除く。）、幼保連携型認定こども園及び保育所の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	学校等の周辺の静穏な環境の維持・防犯のため。
	期間	月曜日から金曜日まで（休日及び当該学校、幼保連携型認定こども園又は保育所の長期休業期間を除く。）	
②	区域	児童厚生施設、公民館、図書館その他の児童の学習等の環境を保持することが特に必要な施設として規則で定める施設の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	①に同じ
	期間	児童厚生施設又は図書館にあっては開所している日又は開館している日、公民館その他規則で定める施設にあってはそれぞれ規則で定める期間	
③	区域	医療提供施設及び社会福祉事業に係る施設のうち、静穏な環境を保持することが特に必要な施設として規則で定める施設の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	静穏な環境を保持することが特に必要な施設であるため。
	期間	規則で定める施設ごとにそれぞれ規則で定める期間	
④	区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域	住宅地等の静穏な環境の維持のため。
	期間	月曜日から金曜日まで（休日を除く）	

長野県における主な条例内容②(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
⑤	区域	住宅団地その他の住居の環境を保護する観点から住居専用地域に準ずる区域として規則で定める区域	住宅地等の静穏な環境の維持のため。
	期間	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	
⑥	区域	別荘地その他の住宅宿泊事業に起因する騒音の発生等の生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域として規則で定める区域	⑤に同じ
	期間	住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要な期間として規則で定める期間	
⑦	区域	スキー場の周辺地域その他の住宅宿泊事業に起因する交通の混雑等の生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域として規則で定める区域	地域住民等の静穏な環境の維持のため。
	期間	住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要な期間として規則で定める期間	

岐阜県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

※事業の実施制限（区域・期間）はなし

その他の責務等	趣旨
① 宿泊者の衛生の確保のための措置（設備及び備品等を清潔に保つこと 等）	ガイドラインに示された事項の明確化により、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため。
② 届出時の消防法令の確認、消防法令適合通知書の提出	
③ 外国人観光旅客である宿泊者に対する案内書面の居室への備付け	
④ 宿泊者名簿の記載事項の確認、宿泊期間が7日以上となる宿泊者が届出住宅に滞在していることの定期的な確認	
⑤ 宿泊者に対する、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（大声又は音を発しないこと等）	
⑥ 周辺地域の住民から苦情があった場合における、宿泊者への注意等	
⑦ 届出住宅の近隣の住民に対する、住宅宿泊事業を営む旨の説明（努力義務）	
⑧ 火災保険、第三者に対する賠償責任保険等の加入（努力義務）	
⑨ 共同住宅における、公衆の認識しやすい箇所への届出住宅に係る表示（努力義務）	
⑩ 住宅宿泊管理業者の、事故の発生時その他の緊急時における迅速な対応のための体制の整備（努力義務）	
⑪ 住宅宿泊管理業者は、苦情を受けてからおおむね30分以内に届出住宅に到着するよう努めること（努力義務）	

静岡県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨	
①	区域	学校等の敷地の周囲100メートル以内の区域	県民の生活環境の悪化を招くことがないようにするため。
	期間	月曜日から金曜日まで（休日、学校等の休業日を除く）	
②	区域	住居専用地域	①に同じ
	期間	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	
③	区域	ホテル又は旅館の建築を制限している地区等の区域で、知事が別に定める区域	①に同じ
	期間	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	
④	区域	住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域として知事が別に定める区域	①に同じ
	期間	住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間として知事が別に定める期間	

名古屋市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	静穏な環境を維持し、生活環境の悪化を防止するため。
期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで（休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までを除く。）	

三重県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	学校等の敷地の周囲110メートル以内の区域 ※市町村の指定あり	教育・保育を受けるために、特に静穏な環境を維持する必要があるため。
	期間	授業及び保育を行う日	
②	区域	住居専用地域 ※市町村の指定あり	都市計画法で「良好な住居の環境を保護するための地域」と定められた住居専用地域において、特に静穏な環境を維持する必要があるため。
	期間	日曜日、土曜日及び休日を除く日	

滋賀県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	草津市野路東三丁目、野路東四丁目および野路東五丁目の区域	住宅密集地の生活環境の悪化を防止するため。
期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで（休日の前日の正午から当該休日の正午までならびに1月1日の正午から同月3日の正午まで及び12月28日の正午から同月31日の正午までを除く。）	

京都府における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	住居専用地域	観光客が集中する時期の雑踏、騒音の発生による生活環境の悪化を防止するため。
	期間	市町村ごとの指定期間	
②	区域	学校施設等の周囲100メートル以内の区域	授業等の実施期間における騒音等の発生による環境の悪化を防止するため。
	期間	市町村ごとの指定期間	

その他の責務等		趣旨
近隣住民への事前説明、事故発生時の迅速な対応のための体制整備、対面又はこれと同等な方法による確認、宿泊者の定期的確認など（事業者の努力義務）		近隣住民への安全安心の提供、宿泊者の安全の確保を図るため。

京都市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	市民生活への影響を考慮し、運営する必要があるため。
期間	3月16日正午から翌年1月15日正午まで	

その他の責務等		趣旨	
①	近隣住民への事前説明等	市民生活への影響を考慮し、運営する必要があるため。	
②	消防法令適合通知書の提出		
③	宿泊者に対する、騒音、ごみ、安全（火災など）に関する説明		地域住民及び宿泊者の安全確保のため。
④	10分以内の駆け付け要件		

大阪市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	住居専用地域（幅員4メートル以上の道路に接している場合を除く。）	周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、宿泊者及び周辺地域の住民の安全安心の確保を図るため。
	期間	全ての期間	
②	区域	小学校の敷地の周囲100メートル以内の区域	①に同じ
	期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで	

※上記①及び②は、住宅宿泊事業法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合は適用しない。

その他の責務等		趣旨
①	周辺地域における住民及び施設への事前説明	宿泊者及び周辺地域の住民の安全安心の確保を図るため。
②	外国人宿泊者の旅券の写しの保存	
③	届出時の消防法令の確認、消防法令適合通知書の提出	届出住宅に火災その他の災害が発生した場合における宿泊者及び周辺地域の住民の安全の確保を図るため。

堺市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限

趣旨

区域 住居専用地域

期間 日曜日の正午から金曜日の正午まで（休日の前日の正午から当該休日の正午までを除く。）

生活環境の悪化を防止し、静謐な環境を維持するため。

※法第11条第1項各号のいずれにも該当せず、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託することを要しない住宅宿泊事業には適用しない。

その他の責務等

趣旨

届出をする日までに近隣住民への対面又は書面による説明

予告なく住宅宿泊事業が開始されることは、近隣住民に不安感や不信感を与えることとなるとともに、事業開始後の円滑な運営にも支障をきたすこととなるため。

寝屋川市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	騒音の発生による生活環境の悪化を防止するため。
期間	日曜日正午から金曜日正午まで（休日の前日の正午から当該休日の正午までを除く。）	

その他の責務等	趣旨
近隣住民への事前説明	近隣住民の不安感や不信感の発生を防止するため。

兵庫県における主な条例内容①(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	旅館業法に規定する学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	県民の生活環境の維持保全、周辺住民とのトラブル等の発生を防止するため。
	期間	全ての期間	
②	区域	住居専用地域、田園住居地域、景観地区	①に同じ
	期間	全ての期間	
③	区域	国立・国定公園及び県立自然公園、景観形成地区及び広域景観形成地域、国民保養温泉地	①に同じ
	期間	週末等の期間、夏期、冬期	
④	区域	豊岡市神鍋高原地域、養父市鉢伏高原地域	①に同じ
	期間	週末等の期間、夏期、冬期	
⑤	区域	川辺郡猪名川町のうち、木津東山住宅地地区計画、猪名川荘苑地区計画及び広根ニューハイツ地区計画の区域	①に同じ
	期間	全ての期間	

その他の責務等		趣旨
①	管理業者へ委託する場合は、おおむね25分以内の到着体制の確保	火災等の緊急時や宿泊客と近隣住民とのトラブル発生時には、速やかに駆けつけて責任ある対応が必要と考えるため。
②	周辺住民への事前説明	県民の生活環境の維持保全、周辺住民とのトラブル等の発生を防止するため。

神戸市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	都市計画法において良好な住居の環境を保護する地域である住居専用地域	神戸の街の魅力を守るために、住居専用地域における生活環境の悪化を防止し、安全・安心で快適な市民生活を確保する必要があるため。
	期間	全ての期間	
②	区域	北区有馬町	温泉観光地「有馬」の繁忙期においては、住民の生活環境、旅館・ホテルの宿泊者が求める保養環境の悪化を回避する必要があるため。
	期間	7月第3月曜日の前週の土曜日の正午以降から翌年5月第2月曜日の正午までの間	
③	区域	学校、児童福祉施設等の周辺100メートル以内の区域	学校等の周辺については、児童・生徒の静穏な教育環境及び登下校時の安全を確保する必要があるため。
	期間	全ての期間 ※ただし、教育委員会等施設設置者などの同意があれば、期間を定めて届出を行うことができる。	

姫路市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨	
①	区域	旅館業法に規定する学校等及び地方裁量型認定こども園の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域	住環境の影響を特に考慮すべき区域であると考えられるため。また、休日においても平日と同様に学校等の活動が行われることが多いため。
	期間	全ての期間 ※市長が別に定める区域においては、市長が別に定める期間を除く。	
②	区域	住居専用地域、住居地域	良好な住環境を保護するために定められた区域であり、平日の通勤通学時間帯に観光客が流入することによる生活環境の悪化を防止するため。
	期間	日曜日の正午から土曜日の正午まで（休日、土曜日、日曜日又は休日が連続する期間がある場合は、その連続する期間の初日の正午から末日の正午までを除く。）	
その他の責務等		趣旨	
①	近隣住民への事前周知	近隣住民の不安を解消するため。また、事業者が近隣住民に配慮するよう意識してもらうため。	
②	消防法令適合通知等書類の提出	宿泊者の安全確保のため。	

※「地方裁量型認定こども園」は、姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年姫路市条例第56号）に規定する地方裁量型認定こども園

尼崎市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	騒音の発生等による生活環境の悪化を防止するため。
	期間	全ての期間	
②	区域	学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等からの100メートル以内の区域	①に同じ
	期間	全ての期間 ※ただし、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて、当該区域に係る施設の全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、住宅宿泊事業を実施することができる。	

その他の責務等		趣旨
近隣住民に対し、届出前に住宅宿泊事業の説明書類の交付		地元住民に対する不安の払しょくにつながり、地域との調和を図った円滑な事業の実施が可能となるため。

西宮市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	住居専用地域及びその周囲100メートル以内の区域	文教住宅都市宣言を行っている西宮市で、住環境及び教育環境の悪化を防止する観点から、制限を行うことが必要であり、合理的であると考えたため。
	期間	全ての期間	
②	区域	学校、図書館、公民館、児童福祉施設及び公園の敷地並びにこれらの敷地境界から100メートル以内の区域（①に掲げる区域を除く。）	①に同じ
	期間	全ての期間 ※生活環境の悪化のおそれが少ないと市長が認める場合は、市長が別に定める期間	
③	区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらの地域の周囲100メートル以内の区域（①及び②に掲げる区域を除く。）	①に同じ
	期間	4月27日から5月6日、8月11日から8月20日、12月28日から翌年1月6日を除く期間	
その他の責務等			趣旨
①	周辺住民等への事前説明		周辺住民とのトラブルを事前に防止する観点から。
②	対面その他の方法による宿泊者の本人確認		宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置から。

明石市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	住居専用地域	生活環境の悪化を防止するため。
	期間	全ての期間	
②	区域	旅館業法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設、明石市旅館業法施行条例第9条第1項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	①に同じ
	期間	原則全ての期間	
その他の責務等			趣旨
①	届出前の近隣住民への説明会の開催		近隣住民とのトラブルを防止するため。
②	性的好奇心をそそる設備の設置禁止（規則で定めあり）		善良な風俗を保持するため。

奈良県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園及び保育所の敷地から周囲100メートル以内の区域	騒音の発生による生活環境の悪化を防止するため。
	期間	月曜日の正午から金曜日の正午まで（休日及び学校等の休業日等を除く）	
②	区域	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土特別保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に規定する第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に該当する区域	①に同じ
	期間	観光旅客の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間（10月から11月の期間）	
その他の責務等			趣旨
届出番号等の公表にかかる承諾書、消防法令適合通知書、その他区域制限の適用しない要件に該当することを確認できる書類等の添付			有識者会議において、周辺住民の環境悪化防止のため届出等の状況が確認できるようにすることが重要との意見があったため。

奈良市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨	
①	区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	<p>静穏な生活環境を維持すべきため。また、違法民泊に対する苦情が寄せられたため。</p>
	期間	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日までの月曜日の正午から金曜日の正午までの期間	
②	区域	奈良町都市景観形成地区	<p>観光地である一方で、旧来からの住宅街であり、細街路が多いことや路地奥に住宅が密集していることから、生活環境の悪化を防止する必要があるため。また、宿泊施設や違法民泊に対する苦情が寄せられたため。</p>
	期間	4月1日から5月31日及び10月1日から11月30日の期間	
③	区域	古都保存法で指定される歴史的風土特別保存地区	<p>歴史的風土を保存するため必要な土地の区域として指定されていることを勘案し、静謐な生活環境の悪化の防止の観点から。</p>
	期間	4月1日から5月31日及び10月1日から11月30日の期間	
④	区域	<p>学校・保育所等の敷地の周囲100メートル以内の区域</p> <p>※旅館業法の許可を受けた旅館業営業施設が所在する区域は制限の対象外とする。</p>	<p>静穏な環境の維持及び防犯上の安全確保を目的とするため。</p>
	期間	月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（当該施設の休業日及び休日の前日正午から休日の翌日の正午までの期間を除く。）	

※ただし、上記①～④の区域内であっても一定の要件を満たす場合は制限を適用しない。

和歌山県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

※事業の実施制限（区域・期間）はなし

その他の責務等	趣旨
① 管理業者へ委託する場合は、苦情等への対応のため、宿泊者が滞在中は、戸建て住宅の場合はおおむね徒歩10分以内に駐在、集合建物の場合は集合建物内に駐在する体制の確保	周辺の生活環境への悪影響の防止のため。
② 届出前に近隣住民に反対の意思がないことを確認及び自治会等への説明	
③ 苦情対応記録の3年間保管と、知事への報告	

島根県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨	
①	区域	学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	騒音等による生活環境の悪化を防止するため。
	期間	月曜日から金曜日まで（休日及び学校の休業日（授業等を行わない日）を除く。）	
②	区域	児童福祉施設及び旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）に規定する施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	①に同じ
	期間	当該施設が開所・開館している日	
③	区域	その他、住宅宿泊事業の起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要である区域として知事が定める区域	①に同じ
	期間	特に必要である期間として知事が定める期間	

倉敷市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限		趣旨
区域	倉敷市美観地区	生活環境の悪化を防止するため。
期間	全ての期間	

高知県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	安芸市、南国市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、越知町の区域において知事が指定する学校等の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	学校等に通う児童等の安全や就学環境の確保を図るため。
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで（休日その他の学校等の休業日の前日の正午から当該休業日の正午までを除く。）	
②	区域	南国市、四万十市の区域において、知事が指定する住居専用地域	静穏な住環境の維持を図るため。
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで（休日の前日の正午から当該休日の正午まで及び12月28日の正午から翌年1月3日の正午までを除く。）	

高知市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	<p>静穏な環境の維持及び防犯の観点から、学校の運営に支障をきたすほどに生活環境が悪化することを防止するため。</p>
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午まで（休日その他の学校の休業日の前日の正午から当該休業日の正午までを除く。）	
②	区域	幼保連携型認定こども園、小規模保育事業を行う施設、事業所内保育事業を行う施設及び保育所の敷地の周囲100メートル以内の区域	<p>静穏な環境の維持及び防犯の観点から、保育所等の運営に支障をきたすほどに生活環境が悪化することを防止するため。</p>
	期間	日曜日の正午から土曜日の正午まで（休日の前日の正午から当該休日の正午まで及び12月28日の正午から翌年の1月3日の正午までを除く。）	

沖縄県における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	住居専用地域 ※市町村の指定あり	良好な住環境を確保する必要があるため。
	期間	月曜日から金曜日の正午までの期間のうち休日を除いた期間	
②	区域	学校（大学を除く）の敷地の周囲100メートルの区域内 ※市町村の指定あり	静穏、安全、安心な学校周辺の環境を維持する必要があるため。
	期間	学校で授業が行われている期間	

※「休日」は、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条第15号）に規定する休日

那覇市における主な条例内容(令和3年4月1日時点 今後、変更の可能性あり)

事業の実施制限			趣旨
①	区域	住居専用地域	旅館業の無許可営業が多数行われていた実態があり、騒音等による市民の生活環境の悪化を防止するため、条例において営業日数を制限する必要があったため。
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午までの期間（当該期間のうち連休等に係る期間を除く。）	
②	区域	第一種住居地域（住宅宿泊管理業者が届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う場合であって、当該住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所と当該届出住宅が同一の建築物内若しくは敷地内にないとき、又は隣接していないときに限る。）	①に同じ
	期間	日曜日の正午から金曜日の正午までの期間（当該期間のうち連休等に係る期間を除く。）	
③	区域	学校等の区域	①に同じ
	期間	日曜日の正午から土曜日の正午までの期間（学校の休業日が連続する場合における、当該連続する期間の初日の正午から末日の正午までの期間を除く。）	